

小国町告示第76号

小国町社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年7月31日

小国町長 仁科 洋一



小国町社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度実施要綱の一部を改正する要綱

小国町社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度実施要綱（平成12年小国町告示第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ただし書中「80万9千円」を「82万6,500円」に改める。

第4条第1項中「決定通知書」を「確認通知書」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号

健福発第		号	
令和		年 月 日	
様			
小国町長			
社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認通知書			
(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)			
先に申請のありました、社会福祉法人等利用者負担軽減確認申請については、次のとおり決定しましたので通知します。			
被 保 険 者 番 号		被 保 険 者 氏 名	
決 定 年 月 日		令和 年 月 日	
決 定 事 項			
1 承 認 す る	適 用 年 月 日 令和 年 月 日 (承認内容) 有 効 期 限 令和 年 月 日 減免割合 確 認 番 号		
2 承 認 し な い			

(お問合せ)
小国町健康福祉課 長寿介護担当
住 所 999-1356 山形県西置賜郡小国町大字あけぼの二丁目 1 番地
電話番号 0238-61-1000

教 示
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に小国町長に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、小国町を被告として（訴訟において小国町を代表する者は小国町長となります。）提起することができます。（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）
また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であれば、提起することができます。（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。
(旧様式により作成した用紙に関する経過措置)
- この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）による用紙は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。